

公布された規則のあらまし

佐賀県民の安全安心な消費生活に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(規則第六一号)

- 1 割賦販売法の改正に伴い、引用条項を改めることとした。(第八条関係)
- 2 その他所要の改正を行うこととした。
- 3 この規則は、平成二十二年二月一日から施行することとした。